仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 推進

# **肯支援助成金**

微場環境の整備に伴う工事実施、 備品購入



託児スペース整備



手すりの設置等





女性・高齢者の職域拡大や従業員のコミュニケーション活性化を目的とした職場環境の整備を行う 中小企業(企業全体の従業員が300人以下)に助成金を支給します。

#### 支給額

#### 対象経費の 1/2 以内(上限 200 万円)

対象事業

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のために必要と認められる ものに限ります。

目的	対 象 事 業	対 象 内 容
女性 • 高齢 者の職域 拡大	◆女性がいない、又は男性に比べて 少ない職場に、新たに女性を雇用 する、配置するための専用施設の 整備(※男性の職域拡大も対象)	女性トイレ 女性更衣室
	◆女性・高齢者の職域拡大のための 安全対策等	手すり・ 負担軽減 補助機器
	◆事業所内託児スペースの整備	託児スペース
コミュニケ ーションの 活性化	◆従業員のコミュニケーション活性化のための休憩室の整備	休憩室

### 申請受付・問い合わせ先



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター1F URL https://www.hyogo-wlb.jp/ TEL FAX E-mail 開館

078-381-5277 078-381-5288 info@hyogo-wlb.jp

月~金曜 9:00~17:00

(祝休日、年末・年始を除く)

### 支給対象事業者

助成金の支給を受けようとする事業者は、次の 1 から 12 のすべてに該当することが要件です。

	支給要件	チェック
1	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者 (期間の定めのない又は 1 年以上の雇用契約で、かつ 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上) が、企業全体で 300 人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて(受けようとして)いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業の うち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	県税の滞納がない	
11	暴力団又はその統制下の団体でない	
12	本助成金の受給は、1 企業あたり同一年度中に「テレワーク導入支援助成金」との合計が2件かつ200 万円以内である	

※「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)に取組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。 当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくは HP をご覧ください。

## 手続きの流れ

支給申請書は、工事開始日や備品購入日の概ね2週間前までに提出してください。 すでに工事に着手していたり、完了している場合は申請できません。

① 事前相談

※事業着手日の1~2か月以上前を目途に

②支給申請書(様式第1号)

※事業着手日の2週間前までに提出

③支給決定通知書(様式第2号)

④助成事業の実施

⑤実績報告書(様式第8号) 請求書(様式第10号)

※事業完了後30日以内に提出

⑥審査(現地調査を必要に応じて実施)

⑦支給額の確定通知書 (様式第9号)

※交付決定額と同額の場合は省略

⑧振込

詳細はひょうご仕事と 生活センターのホームペ ージをご覧ください。

「助成金申請の手引き」 及び「提出書類の所定様 式」はホームページからダ ウンロードできます。





ひょうご仕事と生活センター キャラクター「WLB7」